

京都市宿泊税について

京都市行財政局税務部税制課

京都市では、平成 30 年 10 月から宿泊税を導入している。

本市における宿泊税は、国際文化観光都市としての魅力を高め、持続可能で市民にも入洛客にも満足度の高い観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、原則として、京都市内に宿泊される全ての方を対象に課税するものである。

本稿では、本条例の制定に至った背景と経緯、本条例の概要、宿泊税の具体的な用途について説明する。

1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 新たな財源の必要性

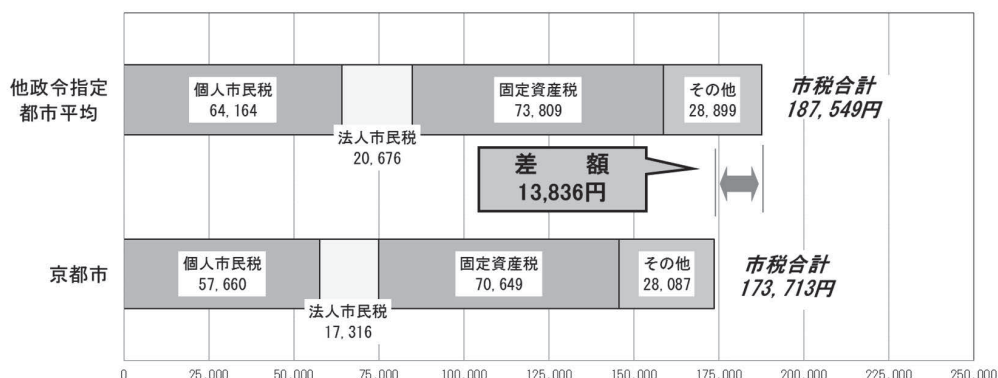
京都市では、平成 15 年度から「国家戦略としての京都創生」を掲げ、文化、観光、景観に特に力を入れて取組を進めてきた。具体的には、全国に類を見ない新景観政策や、魅力に満ちた文化芸術都市の創生、誰もがあこがれる観光都市を目指した観光振興、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進などの取組により着実な成果を挙げている。最近では、文化庁の全面的な移転が決定したほか、観光の面でも、海外の有力旅行雑誌「Wanderlust (ワンダーラスト)」の読者投票のベストシティ部門で 2 年連続第 1 位を獲得し、「Travel + Leisure (トラベル・アンド・レジャー)」の読者投票ランキングでも 7 年

連続ベスト 10 にランクインする(京都とフィレンツェのみ)など、京都の世界的な評価が高まっている。

その一方で、入洛客の増加に伴い、道路の渋滞や公共交通機関の混雑、受入環境の整備のための多言語対応、観光の担い手の不足、宿泊施設の不足、違法民泊の適正化など様々な課題が生じている。この中には、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担と感じているものもあることから、京都市がこれまでから行ってきた様々な施策に加え、これらの課題に対応する行政サービスの一層の充実を図り、課題を解決することで、入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある。

そうした中で、京都市の税収に目を向けてみると、風情豊かな町並みや知の集積である

図1 平成29年度における市民1人あたり市税収入



大学、悠久の歴史を積み重ねる寺院・神社など、京都のまちの魅力が税収面では弱みとなっており、市民1人当たりの市税収入が他の政令指定都市平均に比べて極めて少なくなっている(図1)。また、観光消費額の増加などにより、京都経済は着実に活性化しているが、例えば、宿泊施設等の法人がその所得をもとに納める税の多くは国等に納められ、市町村に納められる割合は1割にも満たないなど、京都市の観光振興が税収増になかなか結びついていない現状がある。徹底した行財政改革を行っているが、以上の理由などから、厳しい財政状況が続いている。

このような状況を踏まえ、京都市では、住む人にも訪れる人にも満足度の高いまちづくりをより一層進めていくための行政サービスの拡充を行うため、新たな財源の確保について検討していくこととした。

(2) 新たな財源についての具体的な検討

京都市では、新たな財源を確保するため、平成28年3月に策定した「はばたけ未来へ! 京プラン」実施計画第2ステージにおいて、「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討してい

くこととした。これを受けて、平成28年8月に有識者や市民公募委員からなる「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置し、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただけるまちづくりを一層進めていくため、新たな財源のあり方について、新税だけでなく、より幅広く、前提条件を付すことなく、あらゆる角度から御議論いただいた。(図2)

その中で、行政サービスの受益に応じた負担をすべきであるという「受益と負担の観点」から、行政需要に要する費用について、入洛客にも一定の負担を求めることには合理性があるとされ、そのうえで、負担を求める目的や趣旨に一定の合理性が見出せるか、負担を求める者に税の負担能力があるか、などといった観点から負担を求める手法について検討が行われた。その結果、「駐車場への駐車」、「宿泊」及び「別荘の所有」という3つの行為を中心に、実現の可能性や具体的な制度について検討が深められることとなり、関係者ヒアリングやパブリックコメントでの御意見も踏まえ、平成29年8月、宿泊税の創設を

図2 検討委員会での検討経過等の概要

年月	内容
28年8月～29年5月	第1回～第6回検討委員会の開催
29年5月～29年6月	答申案に対するパブリックコメントの実施 意見総数 337件（応募者数 125名）
29年7月	第7回検討委員会の開催
29年8月	答申の提出

提案するとの答申が京都市に提出された。この答申を踏まえ、京都市において具体的な制度設計を行い、同年9月に市議会に本条例を提案し、同年11月に可決いただいた。その後、平成30年2月に総務大臣から同意を得て、同年3月に本条例の公布を行ったものである。

2 条例の概要

本条例の概要は次のとおりである。

(1) 目的（第1条）

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために宿泊税を課す。

(2) 納税義務者（第3条）

宿泊税は、旅館業法に規定する旅館業に係る施設（ホテル・旅館、簡易宿所）又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（以下、「宿泊施設」という。）への宿泊に対し、その宿泊者に課税するものであり、旅館業法の許可又は住宅宿泊事業法の届出の有無にかかわらず、全ての宿泊施設を課税対象とした。

京都市では、近年、旅館業法の許可を得ずに旅館業を行う、いわゆる違法民泊の増加が課題となっており、その適正化を強力に推進

している。こうした中、宿泊税を課税するに当たり、同じ宿泊行為について、課税対象となる施設とならない施設が生じるのは公平性に欠けるとの理由から、違法民泊についても課税の対象に含めた。

(3) 課税免除（第4条）

修学旅行は、京都の歴史や文化について、日本全国の学生に学びの場を提供する教育活動の一環であるという公益性から、修学旅行生等については課税免除とした。

また、先行して宿泊税を導入している東京都や大阪府では、宿泊料金が1人1泊1万円未満の宿泊に対しては宿泊税が課されないが、京都市においては、一般的に宿泊者は滞在時間が長く、低額な宿泊料金の宿泊者についても一定の行政サービスを享受していると考えられることなどから、宿泊料金による課税免除は行わないこととした。

なお、宿泊関係団体から修学旅行生を課税免除とすることや、宿泊料金にかかわらず課税すべきであることについて要望があり、こうした要望も踏まえ、本条例における課税免除の検討を進めた。

(4) 税率（第5条）

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおり。

宿泊料金	税率
20,000 円未満	200 円
20,000 円以上 50,000 円未満	500 円
50,000 円以上	1,000 円

宿泊税は宿泊行為に課税する「消費課税」であり、その性格から「広く薄く」負担を求めるべきである一方で、負担能力の大きい人には、より大きい負担をしてもらうべきという垂直的公平の観点からすれば、高額な宿泊料金の宿泊者には、その負担能力に見合った負担を求める必要がある。さらに、税収の確保や宿泊料金区分をシンプルなものとする事で、宿泊事業者の負担を軽減するといった観点からも検討を行い、上記のような税率とした。

(5) 徴収の方法等 (第7条～第8条)

宿泊税は、徴収の便宜を有する者に税金を徴収し、納入していただく「特別徴収」の方法により徴収する。特別徴収義務者は旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とした。

なお、これらの者は、旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいれば、京都市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となる。

(6) 特別徴収義務者の申告 (第9条)

特別徴収義務者となる者の宿泊施設の状況を把握するため、旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者に対し、これらの事業を開始する日の前日までに、「経営申告書」の提出を義務付けている。同様に、申告した内容に異動があった場合も、直ちにその旨を申告していただくこととした。

(7) 帳簿の記載義務 (第11条)

地方税法上の質問検査権を行使する際の実効性を確保するため、特別徴収義務者に対し、自らが納入しなければならない宿泊税に係る帳簿の記載及び保存義務を課す。帳簿の保存期間については、不正行為に基づく更正、決定期間に鑑み、7年間とした。

(8) 申告納入 (第12条)

原則として、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならないこととした。ただし、小規模事業者の事務負担を軽減するため、特別徴収義務者が納入すべき宿泊税額が一定の金額以下であるなどの要件に該当する者として、市長の承認を受けた場合においては、申告納入期限の特例の適用を認め、3箇月分をまとめて申告納入することができる。

本条例が可決された際、以下の趣旨の付帯決議が付された。

- 違法に営業している宿泊施設の確実な捕捉と徴収
- 民泊仲介事業者による代行徴収の活用
- 宿泊税の効果を実感いただけるよう、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業への活用
- 決算及び使途の明確化による透明性の確保と議会及び市民への情報公開
- 中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援
- 宿泊税の主旨等の世界に向けた広報による宿泊事業者への負担軽減

○ 条例施行の1年6箇月後における見直し検討と、必要がある場合の見直し

3 平成30年度における宿泊税に係る取組

(1) 宿泊事業者や納税者への周知、広報

宿泊事業者には特別徴収義務者として、宿泊税の徴収事務を行っていただくこととなるため、制度の趣旨や実際の事務手続について、丁寧に説明していく必要がある。そのため、宿泊税の導入に当たり、徴収事務に関する宿泊事業者向けの説明会を開催した。

このほか、宿泊税を支払っていただく宿泊者への周知、広報として、宿泊施設での周知用広報物の配布をはじめ、主要鉄道駅でのポスターの掲示、東京駅等でのデジタルサイネージによる広報、京都市の観光関連施設でのチラシの配布、旅行業関係者への周知依頼などを行った。

(2) 課税捕捉に向けた取組の推進

旅館業法の許可施設及び住宅宿泊事業法の届出施設については、本市が保有する情報に基づき把握を行っている。

また、宿泊施設の経営状態（定員、部屋数、宿泊料金区分など）を把握するため、条例で提出を義務付けている経営申告書について、許可又は届出施設に対して、提出を依頼している。

経営申告書未提出の施設に対して、順次、電話により督促を行っており、電話督促によっても連絡がつかない施設に対しては、実地調査を実施している。

また、違法民泊については、庁内関係部局が有する情報を的確に共有することで、その

根絶・適正化の取組を更に強化すると同時に、税部局における質問検査権の行使や、税務署、警察などの関係行政機関との連携により、その捕捉を進めている。

(3) 民泊仲介業者の活用

課税捕捉にも関わることであるが、宿泊業者に代わって宿泊料を受け取る民泊仲介業者に、併せて宿泊税を徴収していただく「代行徴収」により、宿泊者の納税及び宿泊事業者の徴収事務の省力化を図ることができる。さらに、京都市にとっても、よりの確な課税捕捉や徴収事務の軽減につながり、三者にとって有益であることから、現在複数の民泊仲介業者と協議を進めているところである。

平成30年8月27日には、「楽天 LIFULL STAY 株式会社」と、宿泊税の代行徴収に関する協定書の締結に至った。

(4) 申告納入の徹底に向けた取組

本稿執筆現在、10月及び11月分の納入期限を迎えており、未申告者に対しては、申告指導文を送付するほか、併せて、電話による指導を順次行っている。

上記取組においても申告がない場合、訪問指導や、税務調査を行い徴収すべき税額を決定するほか、それでも申告納入がない場合は、強制徴収の手続きに入るとともに、悪質なケースについては、刑事告発も行う。

(5) その他

このほか、インターネットを活用した申告を導入したほか、宿泊事業者への事務補助金の交付についても検討を行っている。

4 税収の使途

予算額は30年度で約19億円、31年度案で約42億円としている。この新たな財源は、

ア 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進

イ 入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対する受入環境の整備

ウ 京都の魅力の国内外への情報発信の強化

に充てていく。

具体的な充当事業については、毎年度の予算編成において検討を行うこととしている。

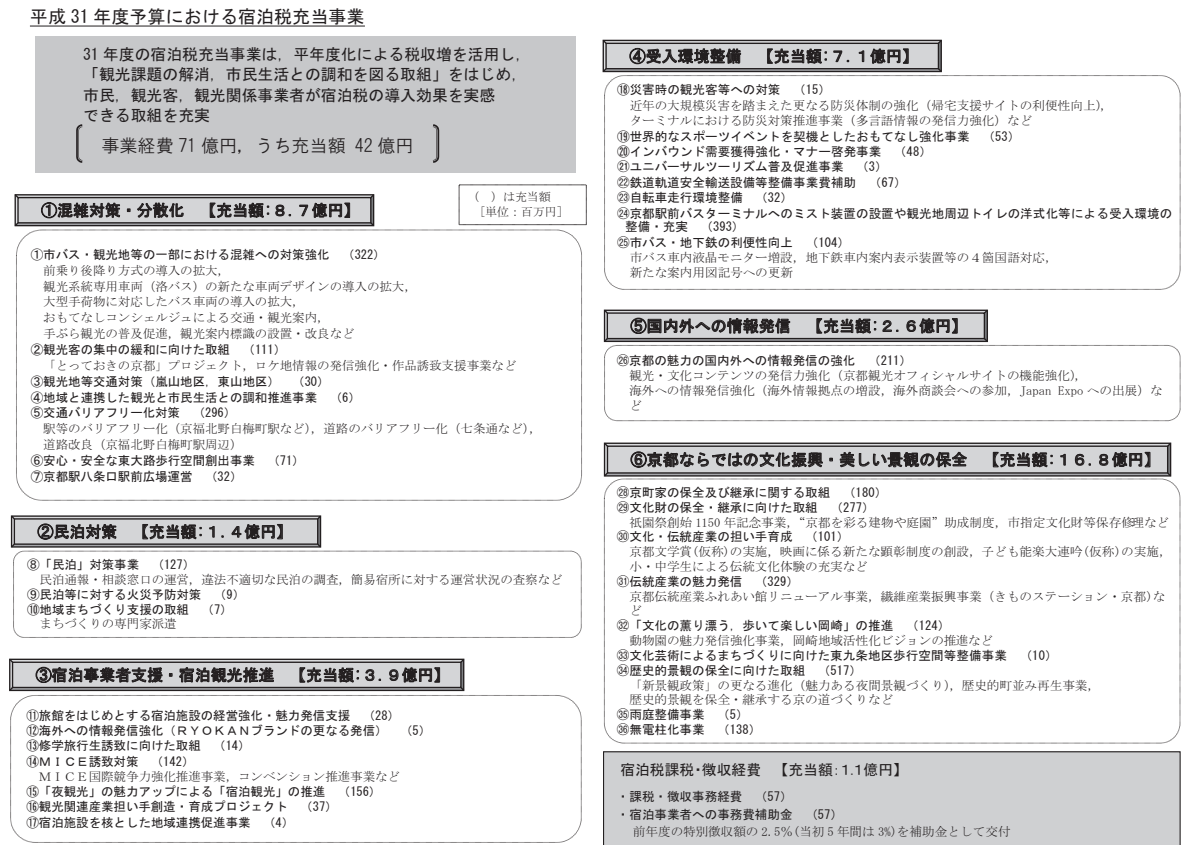
平成30年度は、①混雑対策、②民泊対策、③宿泊事業者支援、④受入環境整備、⑤京都ならではの文化振興・美しい景観の保全など、宿泊税の導入効果を実感できる取組、と

りわけ現下の観光課題を早急に解消し、市民生活との調和を図る取組に優先して宿泊税を充当することとした。

平成31年度は、①混雑対策・分散化、②民泊対策、③宿泊事業者支援・宿泊観光推進、④受入環境整備、⑤国内外への情報発信、⑥京都ならではの文化振興・美しい景観の保全の6分野に充当予定であり、観光課題の解消、市民生活との調和を図る取組をはじめ、市民、観光客、観光関係事業者が宿泊税の導入効果を実感できる取組を加速させていく。(図3)

これからも、宿泊税という貴重な財源を活用し、「住んでよし訪れてよし」のまちづくりを推進していく。

図3 平成31年度 宿泊税を財源として拡充・強化する取組



5 導入以降の状況

平成30年10月の導入以降、納税義務者である宿泊者、特別徴収義務者である宿泊事業者の皆様からのご理解のもと、大きな混乱もなく課税・徴収の取組を進めている。

以下のとおり、関係者の皆様からのご意見・ご要望を頂いているが、今後も、こうした声をお聴きしながら、必要に応じて、条例施行の1年6箇月後における見直しの検討をする際の参考にさせていただくなど、宿泊税をよりよい制度にしていきたいと考えている。

(1) 宿泊者からの声

・宿泊税の予算・決算を公開し、私たちが納税した税金がどのように使われているのかの見える化をしてほしい。

(2) 宿泊事業者からの声

・違法民泊への対策やその結果を具体的に示すとともに、確実に宿泊税を徴収し、不公平

なことがないようにしてほしい。

・宿泊税導入に伴い、システム改修をしなければならないなど、金銭的なコストがかかるため、京都市から補助金をだしてほしい。

・事務手続きが煩雑なので、民泊仲介業者の「代行徴収」が利用できるようにしてほしい。

6 おわりに

京都市の宿泊税は、ホテルや旅館のみでなく、簡易宿所を含む全ての宿泊施設を課税対象としていることや、宿泊料金による課税免除を設けていないといった点において、東京都や大阪府とは異なるところがあり、また市町村としては全国初の取組である。そのため、本条例の施行に当たっては、宿泊事業者や納税者に理解を得ていくことはもちろん、課税の公平性の観点から、市内の全ての宿泊施設を確実に捕捉していくことが重要であり、宿泊税の適正かつ確実な徴収に向けた取組を引き続き進めていく。